

1 事業者による自主的な安全衛生への取組を促進するための環境整備について

① 危険・有害要因の特定、低減措置等の推進について

検討の視点

(1) 検討会報告書では、危険・有害性の調査に取り組む仕組みの確立が提言されており、またEUでも導入されている状況のなかで、労働災害発生のおそれのある危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、これを除去・低減する措置について法律上明記すべきではないか。

報告書では、重大災害が頻発した工業的業種等の事業場を対象とされているが、業種の範囲はどのようにするべきか。例えば、安全管理者等を選任しなければならない業種はどうか。

また、危険・有害性の調査はどの時点で行うのが適当であるか。例えば、設備を新設したとき等が考えられるのではないか。

一方で、報告書では、中小企業における、危険・有害性の調査、低減措置を普及させるための支援措置が必要と提言されており、どのような支援が考えられるか。

(2) 報告書では、危険性・有害性の特定等を的確に実施するため、既存の法律上の組織（総括安全衛生管理者、安全衛生委員会等）を最大限活用することが必要とされているが、どのように考えるべきか。例えば、安全衛生委員会等の調査審議事項に危険性・有害性の調査結果に関することを追加することはどうか。

(3) 報告書では、「機械の包括的な安全基準」の実効性を高めるための仕組みの導入が提言されている。平成13年に「機械の包括的な安全基準に関する指針」が厚生労働省労働基準局長から示しているものの、機械製造事業者の大多数が中小企業であるなか、実効性を高めるためには、どのような方策が考えられるか。

1 の① 危険・有害要因の特定、低減措置等の推進について

検討会の提言の概要

(ア) 職場における危険・有害性の調査等の推進

労働災害による被災者は今なお52万人を超え、重大災害は増加している。特に、昨年来、大規模製造業での爆発火災、一酸化炭素ガスの漏出、建設業での解体作業中の倒壊災害等の重大災害が社会の注目を集めた。これらの要因のひとつとして、事業場内における危険・有害性の調査とそれに基づく対策が十分でなかったことがあげられる。また、製品寿命の短縮、多品種少量生産等に伴い、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たに有害な化学物質が導入されており、事業場内の危険・有害要因は多様化し、その把握が困難となっていることが懸念される。

このような状況下において、労働安全衛生法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守しつつ、さらに企業が自主的に安全衛生水準を向上させていく上で、危険・有害要因を特定し、これに基づきリスクを評価し、リスクの低減措置を検討するリスクアセスメントを実施することが効果的である。

このため、昨年来の爆発、火災災害の頻発及びこれに繋がる重大災害の増加傾向を抑制し、労働災害を一層減少させるため、重大災害が頻発した工業的業種等の事業場においては、事業者が危険・有害要因の特定、リスクの評価等を行う危険・有害性の調査に取り組む仕組みを確立することが必要である。

また、その際、危険・有害性の調査結果に関する安全衛生委員会における調査審議等、現在各事業場で確立している既存の安全衛生管理体制を最大限活用することがこの仕組みの円滑な実施のために必要である。

(イ) 機械に関するリスクアセスメント

事業場内の機械の使用段階における労働災害を防止するためには、製造段階であらかじめリスクアセスメントを実施し、リスクを低減した上で、残存リスクの情報を機械の使用者に提供

するプロセスを確立することが必要である。そのために、既にグローバルスタンダード化している ISO12100 の考え方則った「機械の包括的な安全基準」の実効性を高めるための仕組みを導入することが必要である。

(中略)

(3) その他安全衛生対策上検討すべき事項

ア 中小企業における安全衛生対策の推進について

中小企業においては、人的、財務的基盤が十分でないことも多く、規模が小さくなるにしたがって、労働災害の発生率が高くなっている。

今後の中小企業における安全衛生対策の推進には、「危険・有害要因の特定」及び「リスク評価に基づくリスク低減措置」が有効であると考えられることから、中小企業においてリスクアセスメントを普及するための支援が必要である。

また、中小企業において、安全衛生水準の向上を図るために、安全衛生サービスを提供する外部専門機関等を活用する仕組みの検討が必要である。

危険・有害性の調査等の手順

